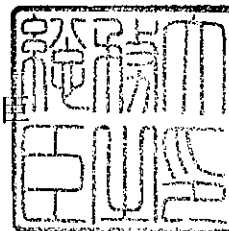




総 統 基 第 44 号
平成 25 年 3 月 19 日

総 務 大 臣 殿

総 務 大 臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

経済センサス - 基礎調査

主管部課	総務省 統計局 統計調査部 経済基本構造統計課	
事務担当者	中島 淳	電話:03 (5273) 1105 e-mail:p-kikaku@soumu. go. jp



申請事項記載書

- 1 調査の名称
経済センサス-基礎調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1 調査の名称 経済センサス-基礎調査</p> <p>2 調査の目的 経済センサス 基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。</p> <p>3 調査対象の範囲 地域的範囲 全国 属性的範囲 調査対象の範囲 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。） ア 大分類A - 農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るもの イ 大分類B - 漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの ウ 大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79 - その他の生活関連サービス業（小分類792 - 家事サービス業に限る。）に属する事業所</p>	<p>1 調査の名称 （同左）</p> <p>2 調査の目的 （同左）</p> <p>3 調査対象の範囲 地域的範囲 （同左） 属性的範囲 調査対象の範囲 （同左）</p> <p>ア （同左）</p> <p>イ （同左）</p> <p>ウ （同左）</p>	

<p>エ 大分類R - サービス業(他に分類されないもの) のうち、中分類96 - 外国公務に属する事業所 甲調査及び乙調査の範囲</p> <p>ア 甲調査 国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所</p> <p>イ 乙調査 国及び地方公共団体の調査事業所</p>	<p>エ (同左)</p> <p>甲調査及び乙調査の範囲</p> <p>ア 甲調査 (同左)</p> <p>イ 乙調査 (同左)</p>	
<p>4 報告を求める者数</p> <p>甲調査 約 620 万事業所</p> <p>乙調査 約 16 万事業所</p> <p>選定の方法 (全数 無作為抽出 有意抽出)</p> <p>報告義務者</p> <p>後記 6 アの調査員調査においては、事業所の管理責任者が当該事業所について、後記 6 イの本社一括調査においては、本所事業所の管理責任者が当該本所事業所を有する企業及び当該企業が有する事業所について、調査票に記入し、提出する。</p>	<p>4 報告を求める者数</p> <p>甲調査 (同左)</p> <p>乙調査 (同左)</p> <p>選定の方法 (全数 無作為抽出 有意抽出)</p> <p>報告義務者</p> <p>後記 6 アの調査員調査においては、事業所の管理責任者が当該事業所(当該事業所が本所事業所の場合にあつては、本所事業所の管理責任者が当該本所事業所を有する企業及び当該企業が有する事業所)について、後記 6 イからエまでの調査においては、本所事業所の管理責任者が当該本所事業所を有する企業及び当該企業が有する事業所について、調査票に記入し、提出する。</p>	<p>調査員による本社等一括調査を廃止することによる修正</p>
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>報告を求める事項(詳細は別添調査票を参照)</p> <p>甲調査</p> <p>ア 事業所に関する事項</p> <p>(ア) 名称</p> <p>(イ) 電話番号</p> <p>(ウ) 所在地</p> <p>(エ) 開設時期</p> <p>(オ) 従業者数</p> <p>(カ) 事業の種類</p> <p>(キ) 業態</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>報告を求める事項(詳細は別添調査票を参照)</p> <p>甲調査</p> <p>ア 事業所に関する事項</p> <p>(ア) 名称</p> <p>(イ) 電話番号</p> <p>(ウ) 所在地</p> <p>(エ) 開設時期</p> <p>(オ) 従業者数</p> <p>(カ) 事業の種類</p> <p>(キ) 業態</p>	<p>・文言修正</p> <p>【本所・支所の別】</p> <p>新設事業所に対する調査票配布の効率化を図るため、調査票と本社等確認票を統合したことによる追加</p>

(ク) 単独事業所・本所・支所の別

(ケ) 年間総売上(収入)金額

イ 企業に関する事項

- (ア) 経営組織
 - (イ) 資本金等の額
 - (ウ) 外国資本比率
 - (エ) 決算月
 - (オ) 持株会社か否か
 - (カ) 親会社の有無
 - (キ) 親会社の名称
 - (ク) 親会社の所在地及び電話番号
 - (ケ) 子会社の有無及び子会社の数
 - (コ) 組織全体の常用雇用者数
 - (サ) 組織全体の主な事業の内容
 - (シ) 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
 - (ス) 本所の名称
 - (セ) 本所の所在地及び電話番号
- (ソ) 年間総売上(収入)金額

乙調査

- ア 名称
 - イ 電話番号
 - ウ 所在地
 - エ 職員数
 - オ 事業の種類
 - カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地
- 基準となる期日又は期間

調査実施年7月1日現在。ただし、上記5 ア(ケ)及びイ(ソ)については、調査実施前年の1月1日から12月31日までの1年間。

6 調査を求めるために用いる方法

調査組織

甲調査

ア 調査員による調査

総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員 - 報告者

(特別区を含む。以下同じ。)

イ 企業に関する事項

- (ア) 経営組織
- (イ) 資本金等の額
- (ウ) 外国資本比率
- (エ) 決算月
- (オ) 持株会社か否か
- (カ) 親会社の有無
- (キ) 親会社の名称
- (ク) 親会社の所在地及び電話番号
- (ケ) 子会社の有無及び子会社の数
- (コ) 法人全体の常用雇用者数
- (サ) 法人全体の主な事業の種類
- (シ) 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- (ス) 本所の名称
- (セ) 本所の所在地及び電話番号

乙調査

ア～カ (同左)

基準となる期日又は期間

調査実施年7月1日現在

6 調査を求めるために用いる方法

調査組織

甲調査

ア 調査員による調査

総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員 - 報告者

【売上高】

経理項目の基本的な情報である総売上(収入)額は、年別変動が大きく、また、事業所・企業の改廃も著しいため、経済センサス-活動調査の中間年に実施する経済センサス-基礎調査において同項目を把握することにより、事業所母集団データベースの基本情報を更新できることとなり、集計結果の利用のみならず、各種統計調査の母集団作成における総売上高(収入)額をしきい値とした抽出の精度向上や、集計における有益な補定情報の提供にも資するものであるため。

前年総売上(収入)額を調査項目に追加することに伴う変更

- ・文言修正
- ・地方公共団体において調査員確保が困難となっている状況及び本社等一括調査を正確かつ円滑に実施する観点から、直轄調査の対象範囲を変更し、調査員による

イ 本社一括調査
総務省 - 民間事業者 - 報告者
(都道府県・市)
(特別区を含む。以下同じ。)

乙調査

ア 国の調査事業所
総務省 - 報告者

イ 都道府県の調査事業所
総務省 - 都道府県 - 報告者

ウ 市町村の調査事業所
総務省 - 都道府県 - 市町村 - 報告者

調査方法 (調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ())

甲調査

ア 調査員による調査
担当調査区内の単独事業所及び新設事業所に対し、調査員が調査票 (別記様式第 1 号又は別記様式第 2 号) を配布し、調査員が収集する方法又はオンラインで回収する方法により行う。

イ 本社一括調査

(ア) 市

同一市内に全事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の本所となる事業所に対し、総務省が民間事業者を活用して調査票 (別記様式第 3 号及び別記様式第 4 号) を送付し、民間事業者を活用して郵送により回収する方法又はオンラインで回収する方法により行う。なお、市は上記事業所について督促等を行う。

(イ) 都道府県

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所

イ 市町村による調査

総務省 - 都道府県 - 市町村 - 報告者

ウ 都道府県による調査

総務省 - 都道府県 - 報告者

エ 総務省による調査

総務省 - 報告者

乙調査

ア 国の調査事業所
(同左)

イ 都道府県の調査事業所
(同左)

ウ 市町村の調査事業所
(同左)

調査方法 (調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ())

甲調査

ア 調査員による調査
担当調査区内の単独事業所及び新設事業所並びに支所数 10 未満かつ常用雇用者数 5,000 人未満の企業の本所となる事業所に対し、調査員が調査票 (別記様式第 1 号又は第 2 号) 又は本社等確認票 (別記様式第 3 号) を配布し、調査員が収集する方法により行う。

イ 市町村による調査

支所数 10 以上 30 未満かつ常用雇用者数 5,000 人未満の企業の本所となる事業所 (当該市町村に本所を有するものに限る。) に対し、市町村長が調査票 (別記様式第 1 号又は別記様式第 2 号) を配布し、市町村長が郵送により回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。

ウ 都道府県による調査

支所数 30 以上 100 未満かつ常用雇用者数 5,000 人

本社等一括調査を廃止するとともに、これによる地方公共団体の事務負担に配慮して、調査票の配布・回収については、国が契約する民間事業者において一括して実施。

経年の経済センサス実施による企業の本社・支社等における本社等一括調査方式の浸透を踏まえ、本社等一括調査を継続。その際、地方公共団体において調査員確保が困難となっている状況及び本社等一括調査を正確かつ円滑に実施する観点から、直轄調査の対象範囲を変更し、調査員による本社等一括調査を廃止するとともに、これによる地方公共団体の事務負担に配慮して、調査票の配布・回収については、国が契約する民間事業者において一括して実施。

の大半を有する従業者数 30 人未満の企業の本所となる事業所（ア）に掲げる事業所を除く。）に対し、総務省が民間事業者を活用して調査票（別記様式第 3 号及び別記様式第 4 号）を送付し、民間事業者を活用して郵送により回収する方法又はオンラインで回収する方法により行う。なお、都道府県は上記事業所について督促等を行う。

ウ) 総務省

本所及び支所となる事業所を有する企業の本所となる事業所（ア）及び（イ）に掲げる事業所を除く。）及び総務大臣が別に定める事業所に対し、総務省が民間事業者を活用して調査票（別記様式第 3 号及び別記様式第 4 号）を送付し、民間事業者を活用して郵送により回収する方法又はオンラインで回収する方法により行う。なお、総務省は上記事業所について督促等を行う。

乙調査

市町村の調査事業所にあつては市町村が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県が、国の調査事業所にあつては総務省が調査票（別記様式第 5 号）を調査事業所ごとに送付し、オンラインで回収する方法により行う。

7 報告を求める期間

調査の周期

5 年

調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査実施年 6 月から 7 月まで

8 集計事項

次の事項について、全国、都道府県、市区町村別、町丁・大字別及び調査区別並びに地域メッシュにより集計する。

なお、集計事項の詳細は別紙のとおりである。

事業所に関する集計

ア 産業に関する事項

イ 従業者の規模及び属性に関する事項

未満の企業の本所となる事業所（当該都道府県内に本所を有するものに限る。）に対し、都道府県知事が調査票（別記様式第 1 号又は別記様式第 2 号）を配布し、都道府県知事が郵送により回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。

エ 総務省による調査

支所数 100 以上かつ常用雇用者数 5,000 人以上の企業の本所となる事業所に対し、総務大臣が調査票（別記様式第 1 号又は別記様式第 2 号）を配布し、総務大臣が郵送により回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。

乙調査

市町村の調査事業所にあつては市町村が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県が、国の調査事業所にあつては総務省が調査票（別記様式第 4 号）を調査事業所ごとに送付し、オンラインで回収する方法により行う。

7 報告を求める期間

調査の周期

（同左）

調査の実施期間又は調査票の提出期限

（同左）

8 集計事項

次の事項について、全国、都道府県、市区町村別、町丁・大字別及び調査区別に集計する。

なお、集計事項の詳細は別紙のとおりである。

事業所に関する集計

ア 産業に関する事項

イ 従業者の規模及び属性に関する事項

地域メッシュ統計については、これまで社会からのニーズ及びデータの重要性に鑑み作成してきたところであるが、国勢調査と同様に、集計体系として取り込み、集計を行うことを明確化す

- ウ 経営組織に関する事項
- エ 開設時期に関する事項
- オ 売上（収入）に関する事項
- 企業に関する集計
- ア 産業に関する事項
- イ 規模に関する事項
- ウ 外国資本比率に関する事項
- エ 売上（収入）に関する事項
- オ 親会社・子会社に関する事項
- カ 親会社と子会社を名寄せすることにより得られる事項

- 9 調査の結果の公表の方法及び期日
- 公表の方法
インターネット、印刷物及び閲覧により公表する。
- 公表の期日
速報集計
調査実施翌年の6月末日まで公表する。
- 確報集計
- ア 事業所に関する集計
調査実施翌年の11月以降順次公表する。
- イ 企業に関する集計
調査実施翌年の11月以降順次公表する。

- 10 使用する統計の基準
調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	書類等の名称	保存期間	保存責任者
1	調査票	3年	総務省統計局長

- ウ 経営組織に関する事項
- エ 開設時期に関する事項
- 企業に関する集計
- ア 産業に関する事項
- イ 規模に関する事項
- ウ 外国資本比率に関する事項
- エ 親会社・子会社に関する事項
- オ 親会社と子会社を名寄せすることにより得られる事項

- 9 調査の結果の公表の方法及び期日
- 公表の方法
(同左)
- 公表の期日
速報集計
(同左)
- 確報集計
- ア 事業所に関する集計
調査実施翌年の11月末日までに公表する。
- イ 企業に関する集計
親会社と子会社の名寄せ前の結果を調査実施翌年の11月末日までに、親会社と子会社の名寄せ後の結果を調査実施翌々年の3月末日までに公表する。

- 10 使用する統計の基準
(同左)

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	書類等の名称	保存期間	保存責任者
1	調査票	3年	総務省統計局長

- る。
- 前年総売上（収入）額を調査項目に追加することに伴う変更
- 前年総売上（収入）額を調査項目に追加することに伴う変更
- 小地域集計に係る集計の公表時期等を考慮し、表現ぶりを変更。

・調査票の見直しに伴う修正

2	甲調査の調査票の内容が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
3	乙調査の調査票の内容が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
4	結果原表又は結果原表が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
5	調査区内事業所名簿	5年	総務省統計局長
6	調査区別事業所名簿が記録されている電磁的記録	5年	総務省統計局長
7	調査区別国・地方公共団体等事業所名簿が記録されている電磁的記録	5年	総務省統計局長
8	企業等名簿が記録されている電磁的記録	5年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項
該当なし。

13 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）
東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添のとおり。

2	<u>本社等確認票</u>	3年	<u>総務省統計局長</u>
3	甲調査の調査票及び本社等確認票の内容が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
4	(同左)	(同左)	(同左)
5	(同左)	(同左)	(同左)
6	(同左)	(同左)	(同左)
7	(同左)	(同左)	(同左)
8	(同左)	(同左)	(同左)
9	(同左)	(同左)	(同左)

12 立入検査等の対象とすることができる事項
(同左)

【新設】

調査計画（変更後）

1 調査の名称

経済センサス-基礎調査

2 調査の目的

経済センサス 基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

地域的範囲

全国

属性的範囲

調査対象の範囲

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）

ア 大分類A - 農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るもの

イ 大分類B - 漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの

ウ 大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79 - その他の生活関連サービス業（小分類792 - 家事サービス業に限る。）に属する事業所

エ 大分類R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96 - 外国公務に属する事業所

甲調査及び乙調査の範囲

ア 甲調査

国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所

イ 乙調査

国及び地方公共団体の調査事業所

4 報告を求める者

数

甲調査

約620万事業所

乙調査

約16万事業所

選定の方法（ 全数 無作為抽出 有意抽出）

報告義務者

後記6 アの調査員調査においては、事業所の管理責任者が当該事業所につい

て、後記6 イの本社一括調査においては、本所事業所の管理責任者が当該本所事業所を有する企業及び当該企業が有する事業所について、調査票に記入し、提出する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

報告を求める事項（詳細は別添調査票を参照）

甲調査

ア 事業所に関する事項

- (ア) 名称
- (イ) 電話番号
- (ウ) 所在地
- (エ) 開設時期
- (オ) 従業者数
- (カ) 事業の種類
- (キ) 業態
- (ク) 単独事業所・本所・支所の別
- (ケ) 年間総売上（収入）金額

イ 企業に関する事項

- (ア) 経営組織
- (イ) 資本金等の額
- (ウ) 外国資本比率
- (エ) 決算月
- (オ) 持株会社か否か
- (カ) 親会社の有無
- (キ) 親会社の名称
- (ク) 親会社の所在地及び電話番号
- (ケ) 子会社の有無及び子会社の数
- (コ) 組織全体の常用雇用者数
- (サ) 組織全体の主な事業の内容
- (シ) 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- (ス) 本所の名称
- (セ) 本所の所在地及び電話番号
- (ソ) 年間総売上（収入）金額

乙調査

ア 名称

イ 電話番号

ウ 所在地

エ 職員数

オ 事業の種類

カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

基準となる期日又は期間

調査実施年7月1日現在。ただし、上記5 ア(ケ)及びイ(リ)については、調査実施前年の1月1日から12月31日までの1年間。

6 調査を求めるために用いる方法

調査組織

甲調査

ア 調査員による調査

総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員 - 報告者

(特別区を含む。以下同じ。)

イ 本社一括調査

総務省 - 民間事業者 - 報告者

(都道府県・市)

(特別区を含む。以下同じ。)

乙調査

ア 国の調査事業所

総務省 - 報告者

イ 都道府県の調査事業所

総務省 - 都道府県 - 報告者

ウ 市町村の調査事業所

総務省 - 都道府県 - 市町村 - 報告者

調査方法(調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他())

甲調査

ア 調査員による調査

担当調査区内の単独事業所及び新設事業所に対し、調査員が調査票(別記様式第1号又は別記様式第2号)を配布し、調査員が収集する方法又はオンラインで回収する方法により行う。

イ 本社一括調査

(ア) 市

同一市内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業の本所となる事業所に対し、総務省が民間事業者を活用して調査票(別記様式第3号及び別記様式第4号)を送付し、民間事業者を活用して郵送により回収する方法又はオンラインで回収する方法により行う。なお、市は上記事業所について督促等を行う。

(イ) 都道府県

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数30人未満の企業の本所となる事業所(ア)に掲げる事業所を除く。)に対し、総務省が民間事業者を活用して調査票(別記様式第3号及び別記様式第4号)を送付し、民間事業者を活用して郵送により回収する方法又はオンラインで回収する方法により行う。なお、都道府県は上記事業所について督促等を行う。

(ウ) 総務省

本所及び支所となる事業所を有する企業の本所となる事業所(ア)及び(イ)

に掲げる事業所を除く。)及び総務大臣が別に定める事業所に対し、総務省が民間事業者を活用して調査票(別記様式第3号及び別記様式第4号)を送付し、民間事業者を活用して郵送により回収する方法又はオンラインで回収する方法により行う。なお、総務省は上記事業所について督促等を行う。

乙調査

市町村の調査事業所にあつては市町村が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県が、国の調査事業所にあつては総務省が調査票(別記様式第5号)を調査事業所ごとに送付し、オンラインで回収する方法により行う。

7 報告を求める期間

調査の周期

5年

調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査実施年6月から7月まで

8 集計事項

次の事項について、全国、都道府県別、市区町村別、町丁・大字別及び調査区別並びに地域メッシュにより集計する。

なお、集計事項の詳細は別紙のとおりである。

事業所に関する集計

ア 産業に関する事項

イ 従業者の規模及び属性に関する事項

ウ 経営組織に関する事項

エ 開設時期に関する事項

オ 売上(収入)に関する事項

企業に関する集計

ア 産業に関する事項

イ 規模に関する事項

ウ 外国資本比率に関する事項

エ 売上(収入)に関する事項

オ 親会社・子会社に関する事項

カ 親会社と子会社を名寄せすることにより得られる事項

9 調査の結果の公表の方法及び期日

公表の方法

インターネット、印刷物及び閲覧により公表する。

公表の期日

速報集計

調査実施翌年の6月末日まで公表する。

確報集計

- ア 事業所に関する集計
調査実施翌年の11月以降順次公表する。
- イ 企業に関する集計
調査実施翌年の11月以降順次公表する。

10 使用する統計の基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類等の名称		保存期間	保存責任者
1	調査票	3年	総務省統計局長
2	甲調査の調査票の内容が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
3	乙調査の調査票の内容が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
4	結果原表又は結果原表が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
5	調査区内事業所名簿	5年	総務省統計局長
6	調査区別事業所名簿が記録されている電磁的記録	5年	総務省統計局長
7	調査区別国・地方公共団体等事業所名簿が記録されている電磁的記録	5年	総務省統計局長
8	企業等名簿が記録されている電磁的記録	5年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

該当なし。

13 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）

東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添のとおり。